

参考資料

〔平成29年度税制改正要望〕

平成28年9月

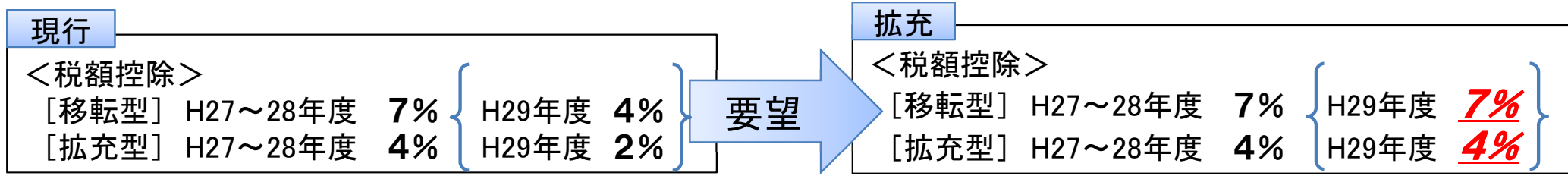
内閣府地方創生推進事務局

地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充(平成29年度税制改正要望)

東京一極集中の是正を図るため、企業の拠点強化税制の拡充を図る。

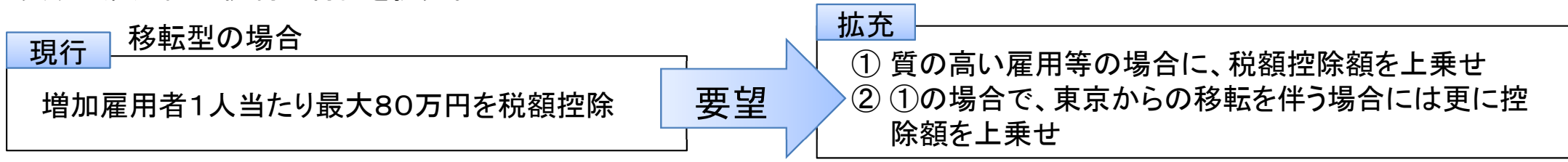
1 オフィス減税: 特例措置の現行水準の延長

現行制度では平成29年度に控除率が引き下げられる税額控除を下がらないようにするため、現行水準まで拡充。



2 雇用促進税制: 地域における「新しい働き方」への支援

地域の幅広い雇用可能性を確保し、企業の地方移転を促進する観点から、①質の高い雇用の促進、②UIターン等の促進等に資する雇用促進税制の特例を拡充。



3 支援対象地域: 東京圏以外の大都市圏への支援

東京一極集中の是正を図るため、地方拠点強化税制の支援対象外地域の見直しを検討。

(参考) 地域再生計画の認定状況(平成28年6月): 44道府県(51計画) [雇用創出数: 11,560人 件数: 1,403件]

新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の所要の措置

要望内容

地方創生の観点から都市農業の重要性を鑑み、都市農業が安定的かつ確実に継続されるよう、都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画を踏まえ、必要な税制上の措置を講ずる。

要望の必要性

都市農業振興基本法の成立

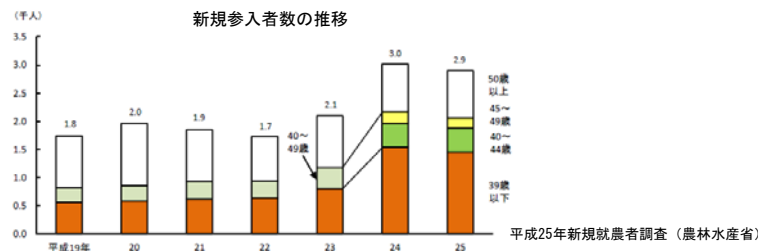
○平成27年4月、都市農業の安定的な継続を図ること等を目的として都市農業振興基本法が成立

多様な担い手が都市農業を支える

○企業的農業経営を目指す意欲ある認定農業者が主体
(全国の認定農業者は約23万人)

○多くの若者やNPO法人などが新規就農を希望

※49歳以下の新規就農者数は約1万8千~2万人で推移。新規参入者数は平成24年以降大きく増加。平成25年においては新規参入者の約7割が49歳以下。



都市ならではの農地の活用 (多面的機能)

○都市農業・農地は、農産物の供給に加え、都民の豊かな生活や安全・快適な都市環境の創出にも大きく貢献

- ・ 防災機能 (首都直下地震など、災害発生時には緊急避難場所としての活用など)
- ・ 環境保全機能 (ヒートアイランド現象の緩和など)
- ・ 教育機能 (学童農園や食育など)
- ・ 福祉的機能 (高齢者や障害者の機能回復など)
- ・ レクリエーション・コミュニティ機能 (体験農園など)

「都市農業振興基本計画」に定める講ずべき施策

※都市農業振興基本計画は、平成28年5月13日閣議決定

○税制上の支援措置

貸借を通じた担い手の確保の仕組み及び土地利用計画制度の構築に併せて、都市農業が安定的かつ確実に継続されるよう、都市農業のための利用が継続される土地に関し、税制措置が適切に講じられることが重要である。

その際、税の公平性を維持する観点からは、相応の政策的意義や公益性を有すること、土地利用規制とのバランス等を考慮する必要がある。

これらを踏まえ、都市農業振興上の位置付けが与えられた市街化区域内農地(生産緑地を除く。)について、一定期間の農業経営の継続と農地としての管理・保全が担保されることが明確なものに限り、その保有に係る税負担の在り方を検討する。

また、安定的かつ確実に都市農業を継続するためには、多様な担い手による都市農業の振興とその多様な機能の発揮に資する農地の貸借を推進する必要があることから、都市農業振興上の位置付けが与えられた生産緑地等について、貸借されているもの(市民農園利用を含む。)に係る相続税納税猶予の在り方を検討する。

(参考) 平成28年度税制改正大綱

「都市農業振興基本計画」に基づき、土地利用規制等の措置が検討されることを踏まえ、生産緑地が貸借された場合の相続税の納税猶予制度の適用など必要な税制上の措置を検討する。

都市再生安全確保計画に記載された備蓄倉庫に係る課税の特例措置の延長(固定資産税等)

○大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載された備蓄倉庫に係る課税の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

現状・課題

○ 東日本大震災の際に、管理者の異なる様々な施設が集積する大都市の交通結節点周辺等のエリアにおいて、**避難者・帰宅困難者等による大きな混乱が発生。**

新宿駅周辺は、超高層ビルからの避難者と交通結節点に向かう帰宅困難者等により、人があふれ、大きな混乱が生じた。

○ 首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合には、建物損壊、交通機関のマヒ等により、**甚大な人的・物的被害**が想定。

⇒ 官民の連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保策が必要

⇒ **都市再生特別措置法の改正(平成24年7月1日施行)**



※東日本大震災当日の新宿駅

都市再生安全確保計画制度

平成24年度に都市再生特別措置法を改正し創設

都市再生緊急整備地域の協議会

都市再生安全確保計画を作成

- 《構成員》
- ・ 国、都道府県、市町村
 - ・ 大規模ビル等所有者
 - ・ 鉄道事業者 等



- ・ 都市再生安全確保施設の整備 (避難施設、避難経路、**備蓄倉庫**等)
- ・ 避難施設への誘導、災害情報・公共交通機関の運行情報等の提供、備蓄物の提供、避難訓練 等

⇒ 計画に記載された事業等の実施主体は、計画に従って事業等を実施

本特例の対象設備イメージ

備蓄倉庫を
都市再生安全確保計画に記載



税制要望の概要

都市再生安全確保計画に記載され、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に対して

固定資産税・都市計画税について、最初の5年間、価格に2/3を参酌し、1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする措置を2年間延長する。

平成29年3月31日 → **平成31年3月31日(2年延長)**